

○総務省令第 号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第二十七条の二十一第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	
(登録局の無線設備の規格) 第十七条 法第二十七条の二十一第一項の総務省令で定める無線設備の規格は、次に掲げるものとする。 「一〇十一の二 略」 「十二 設備規則第四十九条の三十七に規定する技術基準のうち携帯局に係るもの」 「十三 略」	
(登録局の無線設備の規格) 第十七条 「同上」 「一〇十一の二 同上」 「新設」 「十二 同上」	
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。